

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年1月8日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

第1 監査対象法人 高松空港ビル株式会社

1 監査対象年度 平成18年度

2 監査実施年月日 平成19年11月1日

3 県の出資金等の額 出資金 466,666,500円
貸付金

前年度末貸付残高 0円

当年度貸付額 892,800,000円

当年度償還額 892,800,000円

当年度末貸付残高 0円

4 事業の概要

当社は、空港利用者への良質なサービスを提供できる空港ターミナルビルの建設と運営に当たる組織として設立され、貸室業や航空事業者への役務の提供、広告代理業等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第2 監査対象法人 学校法人香川県明善学園

1 監査対象年度 平成18年度

2 監査実施年月日 平成19年11月1日

3 県の補助金の額 408,269,370円

4 監査の結果

学校法人香川県明善学園が設置する香川県英明高等学校の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

給与規程に教頭代理の給与支給の根拠となる職種が規定されていないので、給与規程を改正する必要がある。

第3 監査対象法人 学校法人高松中央高等学校

1 監査対象年度 平成18年度

2 監査実施年月日 平成19年11月7日

3 県の補助金の額 257,059,511円

4 監査の結果

学校法人高松中央高等学校が設置する高松中央高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

- 第4 監査対象法人 財団法人香川県国際交流協会
- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年12月4日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,000,000,000円
補助金 17,424,575円
公の施設の管理業務に係る委託料 44,511,662円

4 事業の概要

当財団は、県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって県民福祉と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与することを目的として設立され、国際交流事業の企画及び推進、民間団体の国際交流活動に対する支援等の各種事業を実施している。また、指定管理者として香川国際交流会館の管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び補助金並びに香川国際交流会館の管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

ア 管理業務の一部を他の業者に委託するに当たり、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する県の書面による承認を受けていなかったため、承認を受ける必要がある。

イ 日本語講座受講料等の現金収入事務について、適切な領収書の発行及び現金出納帳の作成等事務処理を改善する必要がある。

- 第5 監査対象法人 財団法人かがわ水と緑の財団
- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年12月4日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託料 104,722,000円

4 事業の概要

当財団は、森林公園及び香川用水記念公園の管理運営、林業労働力の確保、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進を図り、もって田園都市香川の形成及び国際貢献に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。また、指定管理者として公淵森林公園及び香川用水記念公園の管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金並びに公淵森林公園及び香川用水記念公園の管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指導注意事項

自動販売機に係る手数料収入について、一部金額が過少となっていたので、正当額との差額を収入する必要がある。(公淵森林公園)

第6 監査対象法人 財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団

1 監査対象年度 平成18年度

2 監査実施年月日 平成19年12月4日

3 県の出資金の額 400,000,000円

4 事業の概要

当財団は、県内における民間の社会福祉施設の環境、施設及び設備の整備並びに職員の研修等に対する助成事業並びに職員の退職手当共済制度に関する事業を行うことにより、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第7 監査対象法人 財団法人かがわ健康福祉機構

1 監査対象年度 平成18年度

2 監査実施年月日 平成19年11月8日

3 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円

補助金 45,572,268円

公の施設の管理業務に係る委託料 164,523,307円

4 事業の概要

当財団は、県民の健康増進と社会福祉の向上に必要な知識・技術の普及や人材の育成を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と能力を社会の各分野で発揮できるよう支援することにより、県民だれもが生涯を通じて、健康で明るい生きがいを持って暮らせる社会の実現に寄与することを目的として設立され、県民の健康増進と社会福祉活動の拠点としての各種事業を実施している。また、指定管理者として香川県社会福祉総合センターの管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び補助金並びに香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

管理業務の一部を他の業者に委託するに当たり、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する県の書面による承認を受けていなかったため、承認を受ける必要がある。

第8 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉協議会

1 監査対象年度 平成18年度

2 監査実施年月日 平成19年11月8日

3 県の補助金の額 111,785,673円

4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

「福祉の店」の売上金について、経理規程第20条では受入後3日以内に金融機関に預け入れすることとなっているが、3日を過ぎているものがあつたので、規程どおり処理をする必要がある。

第9	監査対象法人	財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団	
1	監査対象年度	平成18年度	
2	監査実施年月日	平成19年11月1日	
3	県の出資金等の額	出資金	520,000,000円
		補助金	38,410,000円
		公の施設の管理業務に係る委託料	338,704,000円

4 事業の概要

当財団は、児童・青少年の福祉の増進を図ることを目的として設立され、児童・青少年の健全育成施設の運営及び児童・青少年の健全育成のための各種事業を実施している。また、指定管理者としてさぬきこどもの国の管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び補助金並びにさぬきこどもの国の管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があつた。

(1) 指導注意事項

会計規程第13条に規定する現金出納帳が作成されておらず、また、同規程第32条の6第1項に規定する毎日終業時の現金出納帳と現金残高の照合が行われていないので、改善する必要がある。(屋島事業所)

第10	監査対象法人	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	
1	監査対象年度	平成18年度	
2	監査実施年月日	平成19年11月7日	
3	県の出資金等の額	出資金	10,000,000円
		貸付金	
		前年度末貸付残高	0円
		当年度貸付額	136,953,000円
		当年度償還額	0円
		当年度末貸付残高	136,953,000円
		公の施設の管理業務に係る委託料	935,073,698円

4 事業の概要

当事業団は、県と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、身体に障害のある者の福祉の増進を図ることを目的として設立され、また、指定管理者としてかがわ総合リハビリテーションセンターの管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び貸付金並びにかがわ総合リハビリテーションセンターの管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があつた。

なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

(1) 指導注意事項

管理業務の一部を他の業者に委託するに当たり、包括協定書第7条第1項ただし書に規定する県の書面による承認を受けていなかったため、承認を受ける必要がある。

第11 監査対象法人 財団法人香川いのちのリレー財団

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年12月4日
- 3 県の出資金等の額 出資金 59,430,000円
補助金 4,581,000円

4 事業の概要

当財団は、腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行うことにより、県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、腎臓移植に関する助成、臓器提供意思表示カード普及及び臓器移植に関する普及啓発事業等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第12 監査対象法人 財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年12月4日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 18,438,000円

4 事業の概要

当財団は、香川県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

旅費の支給に当たり、タクシー利用と重複しているものがあったため、旅費を返納させる必要がある。

第13 監査対象法人 香川県信用保証協会

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年10月31日
- 3 県の出資金等の額 出資金 4,051,714,377円
補助金 178,650,192円
貸付金
前年度末貸付残高 0円

当年度貸付額	36,815,000,000円
当年度償還額	36,815,000,000円
当年度末貸付残高	0円
損失補償	6,246,983円

4 事業の概要

当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として設立され、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金、貸付金及び損失補償に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第14 監査対象法人	高松丸亀町壱番街株式会社		
1 監査対象年度	平成18年度		
2 監査実施年月日	平成19年10月31日		
3 県の補助金等の額	補助金	212,830,000円	
	貸付金		
	前年度末貸付残高	0円	
	当年度貸付額	860,000,000円	
	当年度償還額	0円	
	当年度末貸付残高	860,000,000円	

4 事業の概要

当株式会社は、中小企業者の経営基盤の強化及び中心市街地の活性化を目的として、地権者等が出資して共同で設立され、共同店舗の設置及び運営並びに店舗内外の保守管理等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第15 監査対象法人	わがかがわ観光推進協議会		
1 監査対象年度	平成18年度		
2 監査実施年月日	平成19年12月4日		
3 県の負担金の額	47,202,000円		
4 監査の結果			

負担金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第16 監査対象法人	シンボルタワー開発株式会社		
1 監査対象年度	平成18年度		
2 監査実施年月日	平成19年10月31日		
3 県の委託料の額	公の施設の管理業務に係る委託料	305,976,500円	
4 監査の結果			

サンポート高松交流拠点施設の管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

管理業務のうち、貸館補助業務を財団法人に委託しているが、当該業務委託契約書に個人情報情報の取扱いに関する条項がないので、改善する必要がある。

第17 監査対象法人	財団法人香川県農業振興公社		
1 監査対象年度	平成18年度		
2 監査実施年月日	平成19年12月4日		
3 県の出資金等の額	出資金	1,588,000,000円	
	補助金	34,719,112円	
	貸付金		
	前年度末貸付残高	51,750,000円	
	当年度貸付額	0円	
	当年度償還額	1,475,000円	
	当年度末貸付残高	50,275,000円	

4 事業の概要

当財団は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等による農地保有の合理化を促進するとともに、意欲ある農業者の創意工夫を生かした、生産性及び収益性の高い農業の確立並びに近代的な農業経営を担うにふさわしい青年等就農者を育成するための活動を支援し、もって香川県の農業の振興に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第18 監査対象法人	社団法人香川県青果物生産出荷安定基金協会		
1 監査対象年度	平成18年度		
2 監査実施年月日	平成19年12月4日		
3 県の出資金等の額	出資金	185,989,000円	
	補助金	146,145,795円	

4 事業の概要

当協会は、青果物の安定的な生産出荷の促進、経営安定対策、需要拡大対策等の事業を実施することにより、本県の野菜、果樹産地の振興と農家経営の安定に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

ア 会計処理規程において別に定めることになっている勘定科目等が定められていないので、定める必要がある。

イ 会計処理規程に定める総勘定元帳等の会計帳簿が十分に整備されていないので、改善する

必要がある。

ウ 県内旅費を重複支給しているものがあるので、正当額との差額を返納させる必要がある。

第19 監査対象法人 財団法人香川県建設技術センター

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年12月4日
- 3 県の出資金の額 20,500,000円
- 4 事業の概要

当財団は、地方公共団体が施行する建設事業の円滑かつ適正な執行に協力するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立され、建設技術に関する研修等の公益事業及び建設事業に関する設計、積算、施工管理等の収益事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第20 監査対象法人 財団法人香川県下水道公社

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年11月1日
- 3 県の出資金等の額 出資金 340,000,000円
補助金 11,635,000円
- 4 事業の概要

当財団は、県の下水道の円滑な維持管理を図るとともに市町の下水道の整備を促進し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的として設立され、県の下水道の維持管理業務、市町の下水道台帳の調整助成、下水道の整備に関する広報等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。

(1) 指導注意事項

正味財産増減計算書について、公益法人会計基準に基づき作成する必要がある。

第21 監査対象法人 香川県競技スポーツ強化本部

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年11月27日
- 3 県の補助金の額 91,400,317円
- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項及び検討指示事項があった。

(1) 指導注意事項

県補助金の返還に当たり、補助金交付要綱に規定された補助金の変更交付決定を受けないで、返還を行っていた。

(2) 検討指示事項

県補助金について、香川県競技スポーツ強化本部における交付申請や請求等の事務と県における交付決定や支払等の事務が、同一の担当者で行われているので、県と協議の上、チェック体制を見直す必要がある。

第22 監査対象法人 財団法人香川県暴力追放運動推進センター

- 1 監査対象年度 平成18年度
- 2 監査実施年月日 平成19年12月4日
- 3 県の出資金の額 503,360,000円
- 4 事業の概要

当財団は、暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的として設立され、暴力追放相談事業、不当要求防止責任者事業、暴力排除広報啓発事業等の各種事業を行っている。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。